

# 平成29年度 事業報告

自 平成29年5月15日

至 平成30年3月31日

## I 目的と事業

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさない強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。これを受け、当センターは、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関として国土交通大臣から平成29年6月9日指定を受け、東北管轄区域内(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者への巡回指導等を行うために設立され、平成29年度においては、「8月から巡回指導業務」を円滑に開始するべく、適確な業務実施体制の構築を行い、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすため、関係行政機関のご指導並びに一般貸切旅客自動車運送事業者各位のご理解とご協力を得ながら東北地域における貸切バス事業の適正化を推進するとともに、輸送の安全及び利用者の利便確保を図ることを目的とする。

## II 役員、評議員、適正化事業諮問委員及び職員

1. 期末現在における役員は、理事3名、監事1名の4名である。(別表1)
2. 期末現在における評議員は、5名である。(別表1)
3. 期末現在における適正化事業諮問委員は、5名である。(別表1)
4. 期末現在におけるセンターの常勤者は、職員4名(嘱託職員を含む。)である。

## III 理事会、適正化事業諮問委員会及び評議員会

### 1. 理事会

○平成29年6月6日 (一財)東北貸切バス適正化センター事務所内

#### 議 事

第1号議案 一般貸切旅客自動車運送適正化機関指定申請について

第2号議案 一般財団法人東北貸切バス適正化センター内規諸規程の制定について

#### 報告事項

- ・平成29年度事業計画及び収支予算について
- ・資金調達及び設備投資の見込みについて
- ・税務、労務、社会保険関係の届出について

○平成30年2月26日 仙台サンプラザ

議 事

第1号議案 平成30年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 平成30年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

第3号議案 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

第4号議案 評議員会の日時及び場所並びに承認事項について

報告事項

今後のスケジュールについて

2. 適正化事業諮問委員会

○平成29年7月4日 仙台サンプラザ（評議員会と同時開催）

議 事

第3号議案 平成29年度負担金の額及び徴収方法について

第4号議案 平成29年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第5号議案 財産の管理方法について

第6号議案 一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程の制定について

第7号議案 独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所に巡回指導業務の一部を委託する契約について

報告事項

・指定申請及び認可申請について

・今後のスケジュールについて

○平成30年3月19日 仙台サンプラザ（評議員会と同時開催）

議 事

第1号議案 平成30年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 平成30年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

報告事項

今後のスケジュールについて

3. 評議員会

○平成29年7月4日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

議 事

第1号議案 役員の選任及び解任について

第2号議案 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程の制定について

第3号議案 平成29年度負担金の額及び徴収方法について

第4号議案 平成29年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第7号議案 独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所に巡回指導業務の一部を委託する契約について

報告事項

- ・指定申請及び認可申請について
- ・今後のスケジュールについて

○平成30年3月19日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

議 事

- 第1号議案 平成30年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について
- 第2号議案 平成30年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について
- 第3号議案 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

報告事項

- 今後のスケジュールについて

IV 事業の実施状況

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする営業所に対しては、きめ細かな指導をした。

(1)巡回等指導の実施計画に基づく、巡回指導実施について

- ・平成29年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導実施状況は下表のとおりです。
- ・巡回指導実施計画営業所数に対して実施営業所数が少ない秋田県・福島県については、営業所（事業者）への巡回指導通知後に営業所（事業者）からのやむを得ない事由等により、取りやめ等をしたことから当初の実施計画営業所数より実施営業所数が少なくなった。
- ・平成29年度の巡回指導は、86営業所へ実施し、「指摘なし」が33営業所、「改善要請」が51営業所、「速報」が2営業所であった。

巡回指導実施状況

月	巡回実施 可能日数	実施計画 営業所数	実 施 営業所数	県毎の実施 営業所数	備 考 (県毎実施計画営業所数)
4月	/				
5月					
6月					
7月					
8月	17	8	6	青森3. 宮城1 山形1. 福島1	青森3. 宮城2 山形1. 福島2
9月	20	11	8	青森4. 岩手2 秋田0. 福島2	青森3. 岩手2 秋田3. 福島3
10月	21	12	13	青森2. 岩手5 秋田4. 山形2	青森3. 岩手4 秋田3. 山形2

11月	20	12	14	岩手3. 秋田2. 山形4. 宮城4. 福島1	岩手4. 秋田2 宮城2. 福島4
12月	18	11	9	青森3. 岩手3 宮城1. 福島2	青森3. 岩手3 宮城2. 山形3
1月	17	10	12	岩手2. 宮城4 福島6	岩手2. 宮城4 福島4
2月	19	11	12	宮城8. 福島4	宮城7. 福島4
3月	21	12	12	岩手2. 宮城4 山形2. 福島4	岩手2. 宮城3 山形2. 福島5
計	153	87	86	青森12. 岩手17 秋田 6. 宮城22 山形 9. 福島20	青森12. 岩手17 秋田 8. 宮城20 山形 8. 福島22

## (2)巡回指導業務の適正かつ公正な実施について

- ①適正化事業に関する事務及び適正化事業諮問委員会(定款第45条)への諮問に関する事務を所掌するとともに適正化事業に関する事務等を総括するための首席指導員を1名配置した。
- ②巡回指導業務を公正かつ円滑に遂行するための適正化事業指導員を2名配置した。
- ③平成29年7月に旅客運送事業適正化実施機関の合同研修等に参加し、職務の執行にかかる資質の維持・向上を図った。
- ④指導対象営業所を選定するにあたっては、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図るとともに、個々の営業所に対する適正化の指導の必要性を勘案した指導内容を行った。
- ⑤指導により営業所評価を行う際は、明確な基準に基づき、均一化された判断により適正かつ公正を図るとともに調査事項の確認状況、評価の判断理由等について記録し、指導時の営業所評価結果について説明に応じられる措置を講じた。
- ⑥適正化事業の実施にあたり、監査方針及び行政処分等の最新情報の入手及び共有を図るために運輸局等との連携を図った。
- ⑦巡回指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある営業所(事業者)と認められた場合は、直ちに運輸局へ報告を行うための体制を構築した。
- ⑧センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務をナスバに委託し、適正化事業指導員に選任し巡回指導を実施した。

## (3)巡回指導により改善を必要とする営業所について

(1)の改善を必要とする51営業所に対しては、巡回指導中或いは個々の営業所(事業者)からの改善報告を受け、拳証書類等による指導事項ごとに、きめ細かな指導を行った。

・平成29年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導指摘事項は下表のとおりです。

巡回指導指摘事項

主な指摘項目	件数	割合(%)
① 事業計画等(営業所・車庫の位置等)	4	2.1%
② 帳票類の整備・報告等	25	13.4%
③ 運行管理等	116	62.0%
④ 運送引受書及び営業区域・運賃	22	11.8%
⑤ 車両管理等	2	1.1%
⑥ 労働基準法等	2	1.1%
⑦ 任意保険加入等	0	0.0%
⑧ 苦情処理	1	0.5%
⑨ 運輸安全マネジメント等	0	0.0%
⑩ その他	15	8.0%
合 計	187	100.0%

※件数は「改善要請」を行った51営業所に対する指摘事項で、30日以内に改善報告を受け改善の状況を確認しています。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動について

- ・重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、巡回指導を通じ、また、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立について

- ・関係法令等の周知を通じ、関係機関等と連携を図りながら、コンプライアンス体制の確立を図っております。

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動について

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動については、関係機関等と連携を図っております。

5. 旅客から寄せられた苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行うについて

- ・平成29年度の苦情はなかったものの一般貸切旅客自動車運送事業者及び利用者等からの苦情については、適正かつ円滑な処理が図られるように、体制を整備、対応マニュアル等を策定し、適正な管理の確保等を行っております。

(別表1)

平成30年3月31日現在

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 役員名簿

代表理事(理事長)	北 村 治	(非常勤)
理 事	伊 藤 純	(非常勤)
理 事	吉 田 雄 三	(非常勤)
監 事	御 木 剛 栄	(非常勤)

(以上4名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 評議員名簿

評 議 員	徳 永 幸 之
評 議 員	小 池 泰 博
評 議 員	小 野 晋
評 議 員	松 本 順
評 議 員	伊 藤 一 郎

(以上5名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 適正化事業諮問委員名簿

適正化事業諮問委員	徳 永 幸 之
適正化事業諮問委員	小 池 泰 博
適正化事業諮問委員	小 野 晋
適正化事業諮問委員	松 本 順
適正化事業諮問委員	伊 藤 一 郎

(以上5名)